

第1節 国際情勢

1. グローバル化の本格的な進展

1995年からのこの15年間は、経済のグローバル化が本格的に進展した時代であった。1995年には約5兆ドルであった全世界の貿易額が、2008年には16兆ドル超へと3倍以上に、また、全世界の対外直接投資額も、同期間において約3,600億ドルから約18,600億ドルへと6倍近くに急伸している。

この要因として、航空機や船舶などの交通手段の発達やインターネットに代表される情報通信技術の発展・普及が挙げられるが、このほか、世界貿易機関（WTO）を中心とする多角的通商交渉や二国間協定等を通じた貿易・投資ルールの整備など、制度面における進歩が挙げられる。

1994年4月15日のマラケシュ閣僚会議において、各国がウルグアイ・ラウンドの最終文書に署名し、これによって、戦後、国際通貨基金（IMF）及び世界銀行からなるブレトンウッズ体制と共に自由主義経済を支え、世界貿易の拡大に貢献してきた関税及び貿易に関する一般協定（GATT）体制は、1995年1月にWTO体制へと移行した。WTOにおいては、最高意思決定機関としての閣僚会議が定期的開催されるとともに、その下に一般理事会、更にその下に新たに3つの理事会が設置されるなど、その組織体制も強化され、本格的な国際機関としての形態が整うこととなった。また、扱う内容についても、物の貿易のみならず、サービス等の分野に関する貿易の国際規範として成立しており、通商全体に対するルールの強化が図られている。さらに、WTO発足時、世界貿易に占める割合が3分の1に達し、世界経済における重要性を増しつつあった発展途上国も参加しており、発展途上国の貿易についても、原則として、先進国と同一の国際規範が適用されることとなった。

なお、ウルグアイ・ラウンドでは、知的財産権の不十分な保護は貿易の歪曲化につながるものであり、知的財産権の最低限の保護水準の明確化及び権利執行手続の確立が必要であるとの先進国の主張を踏まえ、貿易関連の側面から知的財産権ルールの在り方が議論された。その結果は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）としてまとめられ、WTO協定の附属書として、1995年のWTO協定と同時に発効した。我が国も、1994年12月に所要の法改正を行い、1995年1月からWTO協定発効時の原加盟国として参加している。

こうした要因により、この15年間でヒト・モノ・カネの移動が格段に容易になり、1990年代後半以降、国境をまたぐ資本・経営資源の最適配置を目指した動きが活発化するとともに、企業が一つの市場で競争しあう「大競争時代」と言われる本格的なグローバル化の時代に突入することとなった。

グローバル化の進展に伴い、世界的に企業間競争が激化する中で、商品・サービスの差別化の源泉として、企業活動における知識やノウハウ、技術の重要性が相対的に増大している。こうした中、企業の持つ知識・技術の結晶ともいえる特許等の産業財産権については、複数の国において権利取得をすることが当然のように行われるようになり、1995年には約100万件であった全世界の特許出願件数は、2007年には180万件以上へと急増した。

産業財産制度については、属地主義の原則の下、基本的には、各国で独立した制度の整備・運用がなされているが、このような国際的な権利取得の機会の増大を受け、制度の国際調和のニーズが一層高まっている。また、出願が増加する中、各国特許庁では、審査の質を維持しながら、いかに迅速な審査を行うかが課題となっており、このような課題に対応するため、各国特許庁が協力し合い、効率的な審査体制を確立することが重要になっている。

2. アジア経済の持続的成長

グローバル化が進む中、アジア地域は、1997年のアジア通貨危機による一時的な落ち込みを除き、持続的な高度経済成長を続け、世界の「成長センター」として世界経済を牽引している。

我が国企業のアジア地域への進出も拡大している。我が国企業の地域別海外現地法人数は、北米や欧州の現地法人数が、1995年以降、約1,800から3,000の範囲でおおむね横ばいで推移している一方、アジアにおける現地法人数は1995年の約4,600から2006年には約10,000と約10年間で2倍以上に増加している。また、海外現地法人の売上高の推移を見ると、アジアでの売上高はほかの地域以上のペースで拡大を続けており、2006年に約600億ドルの売上高を確保していた北米を上回り、2008年には約900億ドルと最も売上高が大きい地域となっている。

アジア地域のほとんどの国では、上記のTRIPS協定への加盟を果たしたことにより、基本的な知的財産制度は整っている。しかし、我が国産業界には、審査の遅延や手続の不透明さ、模倣品の流通など、制度の運用面や法執行面の課題を指摘する声が依然として多い。アジア地域における経済統合が進展していく中、アジア地域の一員として同地域の経済発展に貢献していくという観点に加え、我が国企業の競争力維持・強化を図るという観点からも、人材育成支援等を通じたアジア地域全体における知的財産保護体制の強化が、ますます重要な課題となっている。

3. 新興国の台頭

先進国の経済が伸び悩む中で、ブラジル、ロシア、インド、中国（これらの国はその頭文字をとってBRICsとも称される）などの新興国が、国土面積や人口規模の大きさ、豊富な天然資源等を背景に急成長し、世界経済の中で存在感を高めている。

このような経済発展に伴い、これら新興国は、知的財産に関する各種国際会合においても発言権を増している。世界知的所有権機関（WIPO）における発展途上国の発展に関する議論は、1973年のWIPO締約国会議において「発展途上国が産業財産分野の技術を獲得するためのWIPO法律・技術プログラム」を策定したことに始まるが、2004年のWIPO加盟国総会において、ブラジルやアルゼンチンをはじめとする14の発展途上国は、「ミレニアム開発目標」を掲げる国際連合の専門機関として、WIPOが開発問題に更に積極的に取り組むべきであると指摘し、WIPOの「開発アジェンダ」策定を提案した。以降、発展途上国の開

発に関する問題が WIPO においても大きなテーマの一つを占めるようになった。

特許や商標、意匠など既存の知的財産の枠組みの中で保護の強化を目指す先進国と、自らが保有する伝統的知識や遺伝資源等を含め新たな枠組みで知的財産を捉え、また、一定の場合において知的財産保護の緩和を求める発展途上国との間では、依然として意識の隔たりが大きく、WIPO や WTO のような、先進国と発展途上国の双方を含む多数の国が参加する会合において対立が続いている。制度調和等の議論を前進させるためには、知的財産保護の重要性について、先進国と発展途上国との間でいかに共通理解を深められるかが課題となっている。

4. 世界経済の持続的発展のための新たな課題

経済のグローバル化は、その恩恵として、新興国の経済成長や、それに伴う世界全体の人口増加をもたらした一方、その影の部分として、世界経済の持続的発展に向けて克服すべき新たな課題を生じさせている。例えば、新興国の経済成長等により世界全体の温室効果ガス排出量は急速な拡大を続けており、世界全体の二酸化炭素排出量で見ると、1990 年以降の世界の年平均増加率は、1990 年から 1995 年にかけて 0.7% であるのに対し、1995 年から 2000 年にかけては 1.5%、2000 年から 2005 年にかけては 2.9% と加速的に拡大している。こうした温室効果ガス排出の拡大による地球の温暖化が、世界の気候システムに変化を引き起こし、農作物の収穫量の減少、世界各地での水不足や健康への被害等を引き起こす可能性が指摘されている。

気候変動問題については、1992 年に開催された地球サミットで合意され、1994 年に発効した気候変動枠組条約を中心に、我が国を含む世界 191 か国が解決策を模索しており、こうした環境問題や公衆衛生等の世界経済の持続的発展に向けた課題について、近年、世界的な規模で関心が高まっている。

知的財産保護を通じたイノベーションの促進や技術移転の円滑化は、経済成長に制約を課さない形でこれらの新たな課題を解決するための重要な要素であり、知的財産を専門とする国際会合以外の各種会合などにおいても取り上げられる機会が増えている。イノベーションのインセンティブを与え新技術の創出を促す一方、技術移転の円滑化を通じ既存の技術が最大限に活用されることを可能とするような、持続的発展に向けた知的財産制度を構築することへの期待は、多方面からいよいよ増大している。